

介護老人保健施設フローラさいせい

(介護予防) 通所リハビリテーション利用重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1. 施設の概要

① 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設フローラさいせい
- ・開設年月日 令和6年1月1日
- ・所在地 山形市沖町79番地の1
- ・電話番号 023(664)1556
- ・ファックス番号 023(664)1557
- ・管理者名 施設長 折田博之(医師)
- ・介護保険指定番号 山形市 0670105089号

② 介護老人保健施設フローラさいせい(通所リハビリテーション)の運営方針

済生会の基本理念である保健・医療・福祉の連携を生かして、寝たきり高齢者や認知症高齢者等の日常生活上の機能回復を図り、積極的に自立を支援していきます。

また、日々の看護・介護サービスとリハビリテーション及び継続的医学管理をおこない、生きがいを持って在宅生活ができるように専門スタッフが支援します。

2. 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の目的及び運営の方針

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要介護者(介護予防にあっては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをおこない、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士等その他通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画が作成されますが、その際、利用者及びご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 事業所の名称及び定員数

- ・介護老人保健施設フローラさいせい
- ・利用定員 3名

4. 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の職員体制

職 種 別	常 勤	非常勤
・管理者(施設長)	1	
・医師(管理者と兼務)	1	
・理学療法士(老人保健施設、短期入所療養介護、訪問リハビリテーションと兼務)	3	
・作業療法士(老人保健施設、短期入所療養介護、訪問リハビリテーションと兼務)	5	

従業者の職務内容

- ① 管理者は、通所リハビリテーション事業に携わる従業者の管理、指導をおこないます。
- ② 医師は、利用者の診察、健康管理、保健衛生指導等を担当し、通所リハビリテーション計画の検討実施に関する対応を行います。
- ③ 理学療法士・作業療法士等は、医師や看護師等と共同して通所リハビリテーション計画に基づき、リハビリテーションの実施に際し指導を行います。

5. サービスの内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
 - ② 医学的管理・看護
 - ③ 介護
 - ④ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
 - ⑤ 相談援助サービス
 - ⑥ 行政手続代行
- ※ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用中は、理美容サービスの提供はできません。

6. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 伝染性の疾患及び感染症のある方については、他の利用者の健康保持のため、利用停止等の措置を講じることがあります。
- ② 飲酒は、施設長が許可する場合の施設行事以外は禁止します。
- ③ 喫煙は、施設敷地内及び建物内において許可していません。（全面禁煙）
- ④ 火気の取扱に注意し、発火の恐れのある物品を施設内に持ち込まないでください。
- ⑤ 設備・備品の利用は、常に整理整頓を心掛けて丁寧に取り扱いってください。
- ⑥ 所持品・備品の持ち込みは、施設長の許可を得てください。
- ⑦ 金銭・貴重品の持ち込みは、原則禁止します。
- ⑧ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は、施設内で禁止します。
- ⑨ ペットの持ち込みは、禁止します。
- ⑩ 金銭・物品の貸借を禁止します。
- ⑪ 他利用者への迷惑行為は、禁止します。

7. 営業日及び休業日

- ① 営業日 月曜日から金曜日
- ② 休業日 土曜日、日曜日、祝日と12月29日～1月3日

8. 営業時間

通常の利用時間…午前部 9時00分から12時00分
午後部 13時30分から16時30分（火曜日は午後部のみ営業）

9. 通常の事業の実施区域

山形市内

10. 利用料金…別表の料金表をご覧ください。

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供した場合の利用料の額は、

厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）が法定代理受領サービスである場合は、利用者の負担は 1 割または 2 割または 3 割です。

- ② 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に関わる便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、利用者のご負担となります。
- ③ 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはご家族に説明し、同意を得て受けることとなります。

11. 支払方法

- ① 毎月 15 日前後に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。
- ② お支払い方法は、口座引落となります。利用申込み時に所定のお手続きをお願いします。

12. 秘密の保持

当施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはそのご家族の秘密を漏らしてはならないものとします。この取り扱いは、契約終了後も同様とします。

13. 要望及び苦情等の相談（電話 023-664-1556）

当施設には苦情相談窓口を設けておりますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、苦情相談受付担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内に備え付けられた「ご意見箱（投書箱）」をご利用いただき、管理者に直接お申し頂くこともできます。

《苦情相談窓口：介護老人保健施設フローサイセイ》

- ・苦情相談受付担当者 主任作業療法士 鈴木裕美
- ・苦情相談受付責任者 管理課長 下小路尚樹
- ・苦情相談解決責任者 施設長 折田博之
- ・苦情相談対応時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

※お気軽にご相談ください。（土日祝日及び年末年始は休みです。）

《苦情相談窓口：社会福祉法人^{（恩賜）}済生会支部山形県済生会》

- ・苦情相談受付担当者 事務局長 長岡淳司
- ・苦情相談解決責任者 常務理事 鈴木光弘
- ・苦情相談対応時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分
- ・電話番号・所在地 （電話 023-682-1131）山形市沖町 79 番地の 1

《第三者委員：鈴木弥夫・飯澤ひろみ・芳賀豊松》

- ・連絡先（苦情申出先）：soudan@yamagata-saiseikai.org

《行政機関》

- ・山形市役所介護福祉課 （電話 023-641-1212）山形市旅籠町 2-3-25
- ・山形県国民健康保険団体連合会 （電話 0237-87-8006）寒河江市大字寒河江字久保 6
- ・山形県社会福祉協議会運営適正化委員会 （電話 023-626-1755）山形市小白川町 2-3-3

《苦情処理を行うための処理体制・手順》

- ① 苦情は、面談・電話・書面等により苦情受付担当者が随時受付します。尚、第三者委員に直接申出をすることも可能です。
- ② 受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（拒否した場合を除く）へ報告します。
- ③ 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます

14. 事故発生の防止及び発生時の対応

- ① 当施設は、利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者のご家族、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- ② 当施設は、利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供により損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- ③ 当施設は、利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供により事故が発生した時またはそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備するものとします。
- ④ 当施設は、事故発生防止のための委員会及び介護職員その他の職員に対する研修を定期的に行うものとします。

15. 感染症対策体制

- ① 当施設は、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- ② 当施設は、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 当施設は、介護職員その他の職員に対し、感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 当施設は、前項に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

16. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等
- ・防災訓練 年2回

17. 第三者による評価の実施状況

- ・第三者による評価の実施状況 … なし

18. その他

- ① ご利用のお申込みにあたり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。
- ② 当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

重要事項についての説明を証するため、本書 2 通を作成し、利用者及び事業者が記名捺印の上、各自 1 通ずつ保有するものとします。

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供開始にあたり、利用者及び家族代表に対して、本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 住所 山形市沖町 79 番地の 1
名称 介護老人保健施設フローラさいせい
管理者 施設長 折田 博之 ⑩

説明者 職名 _____

氏名 _____⑩

私は、事業者から通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について重要事項の説明を受け、同意し、本書面を受領しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____⑩

家族代表 住所 _____

氏名 _____⑩